

幸手市コミュニティセンター 自習室 利用規則

令和6年7月1日 作成

1. 対象：小学生～高校生まで

2. ご利用方法

- ① ご利用は無料ですが、登録が必要です。
身分証明できるもの（学生証・学生手帳）を受付にお持ち下さい。
有効期限は登録日からその年度末(3月31日)までです。
- ② 利用の際は、受付で登録カードをご提示下さい。利用許可証を交付しますので、利用中は必ず身につけてください。登録証を忘れた場合は、利用ができません、紛失の場合は再発行いたします。

3. 禁止事項

- ① 利用中は、必ず静かにしてください。
- ② 学習以外の目的（ゲーム、遊び等）での使用は禁止です。
- ③ 飲食は原則禁止です。軽度の飲食（水分・飴等）は認めるが、スナック菓子や食事は不可。
- ④ 職員の指示には必ず従ってください。
- ⑤ 禁止事項に違反した場合は、利用許可や登録の取消を行うことがあります。

4. その他

幸手市コミュニティセンターの施設利用時の不慮のけがには、一定の責任を負います。ただし、幸手市コミュニティセンター外でのけが等の責任は負いかねますので、安全面などご家庭でも十分にご注意をお願いします。

幸手市コミュニティセンター 指定管理者
日本環境マネジメント株式会社